

給水装置・排水設備関連の申請書に関する押印省略等について

給水装置・排水設備関連の申請書に関する規程の一部改正に伴い押印の原則廃止とします。また、合わせて字句の整理見直しを行いました。

- ① 原則、本人の署名※¹とします。(押印省略)
- ② 署名ができない場合は、記名※²押印でも可とします。
- ③ 法人については、原則記名押印とします。
- ④ 押印欄のある現様式については、押印せずにそのまま提出することができます。

※1 「署名」とは、自署(自筆による名前・サイン)を指します。

※2 「記名」とは、自署(自筆による名前・サイン)以外によって記された名前を指すもので、パソコンやゴム印などで予め印字されているものです。